



# たかつだより

神奈川県共同募金会川崎市高津区支会  
〒213-0001 高津区溝口1-6-10  
てくのかわさき 3F 高津区社会福祉協議会内  
TEL.044(812)5500 FAX.044(812)3549

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。  
今年も皆さまのご協力をお願いいたします。

(募金運動期間：10月1日～3月31日)

共同募金PR大使  
野毛山動物園の  
ホンダヌキ「ウタ」



昨年、皆さまからお預りした募金は下記のとおり配分され、地域福祉活動に役立てられました。あたたかいご支援ありがとうございました。

令和5年度共同募金総額 **17,573,245円**

募金総額は赤い羽根募金と年末たすけあい募金を合計した金額です。

赤い羽根募金のつかいみち  
**9,991,428円**

年末たすけあい募金のつかいみち  
**7,581,817円**

- ◎高津区内在宅福祉サービス団体 300,000円  
高津家事介護W.Coほほえみ
- ◎高津区社会福祉協議会および  
地区社会福祉協議会の事業費 1,182,429円
- ◎高津区社会福祉協議会の事務連絡用車両整備事業  
1,000,000円
- ◎神奈川県内の社会福祉施設・団体  
7,508,999円

- ◎見舞金贈呈 1,815,000円  
民生委員児童委員にご協力いただき、合計605世帯にお配りしました。
  - ・心身障がい児・者世帯 ..... 1,386,000円
  - ・ひとり親世帯 ..... 306,000円
  - ・要介護4・5の認定を受けている方のいる世帯  
..... 120,000円
  - ・その他（援護を必要とする世帯） ..... 3,000円
- ◎高津区内小地域福祉活動支援事業費  
3,911,000円
- ◎高津区社会福祉協議会の事業費  
1,855,817円

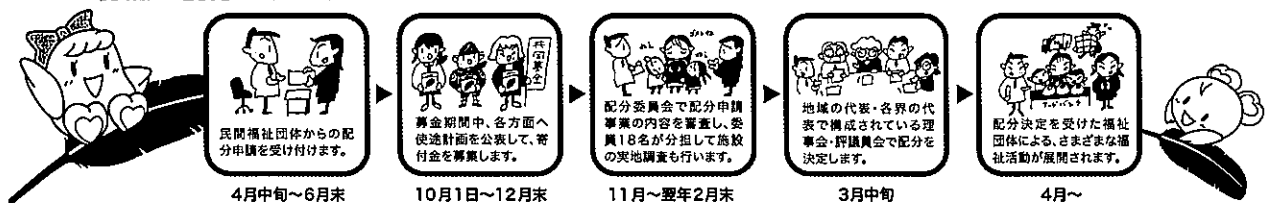
高津区社会福祉協議会では共同募金配分金を次のような事業で活用しています。

- 広報紙「おあしす」の発行
- 区内4つの地区社会福祉協議会への活動助成
- 地域支援事業（クリスマスケーキ配布など）
- 子育て支援事業（子育てグループ支援グッズ貸し出しなど）
- 移送サービス事業
- ホームページによる情報提供など



川崎フロンターレ  
×赤い羽根  
コラボピンバッジ

募金が配分されるまで



町内会・自治会の活動に一層のご理解とご協力をお願いします！

町内会・自治会は「安全で安心できる住みよいまちづくり」を目指し、防災や福祉、美化活動や、お祭り、運動会などのレクリエーション活動を行っています。人と人のつながりを大事にし、地域で支え合う社会をつくっていくためにも町内会・自治会への加入をお願いいたします。

町内会・自治会の活動は、こちらをご覧ください。  
〈川崎市全町内会連合会〉

<https://kawa-zencho.com/>



# 令和6年度共同募金運動の全国共通テーマは「つながりをたやさない社会づくり」です。

★川崎フロンターレは赤い羽根共同募金を応援しています!



MF16 瀬古 樹 MF30 瀬川 祐輔

令和2年から続いたパンデミックは概ね収束を迎え、現在、ポストコロナ社会への転換期にあります。今なおコロナ禍での離職等により経済的に困窮されている方々をはじめ、昨今の物価高騰により日常生活に困難をきたしている方々、さらに近年多発する大規模災害によって避難生活を余儀なくされている方々(注)など、多くの方々への支援が一層求められています。

ことしで78回目となる共同募金運動は、引き続き「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、神奈川県内の地域福祉の推進とともに、緊急的な対応が求められている社会的課題への支援事業、国内大規模災害時の被災者支援事業にも積極的に取り組んでまいります。

(注)神奈川県共同募金会では、令和6年元日に発生した「能登半島地震」において、赤い羽根募金のなかから2741万円を石川県に拠出し、被災者支援のための災害ボランティア活動を資金面で支えています。

## Q 共同募金ってなに？

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、寄付金の募集や配分方法などが「社会福祉法」で定められています。



## Q 募金なのに、どうして目標額があるの？

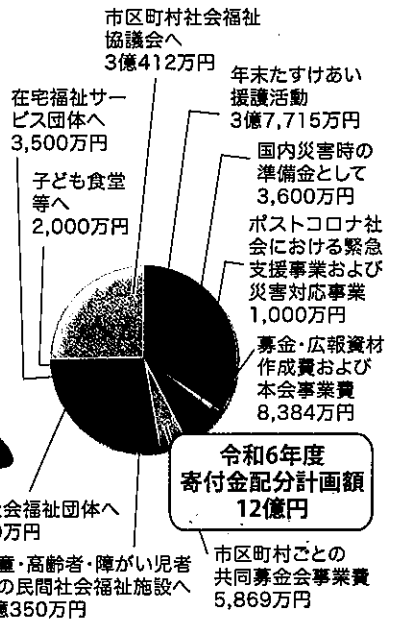
地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。

## Q 共同募金って何に使われるの？

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、ポストコロナ社会での生活困窮者支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



### 税制の特典があります！

- ◎個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。  
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- ◎法人の場合は…「金額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)
- 共同募金の使途は、「はねつ」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>
- 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を適正に取り扱います。●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。  
〒221-0825 横浜府神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター6階 電話 045-312-6339

「令和6年度の目標額は12億円」

**赤い羽根共同募金にご協力をお願いします！**  
【募集期間】10月1日～3月31日(※)

※共同募金運動は厚生労働大臣が定める同期間で実施しますが、県内一部の地域では、従前と同様に10月1日から12月31日までの3カ月間で実施いたします。

じぶんの町を良くするしくみ。  
赤い羽根共同募金

